

●通信傍受法（平成11年）

（目的）

第一条 この法律は、〔中略〕これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、**通信の秘密を不当に侵害することなく**事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

●特定秘密保護法（平成25年）

（この法律の解釈適用）

第二十二条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、**国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由**に十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

●重要経済安保情報保護活用法（令和6年）

（この法律の解釈適用）

第二十二条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、**国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由**に十分に配慮しなければならない。

2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

報告事項の具体化

次に掲げる事項その他所掌事務の**処理状況**を報告

A) 外外通信目的送信措置、特定内外通信目的措置及び特定内外通信目的措置に係る承認の**件数**及び当該承認の求めの**件数**（第17条第1項・第19条第1項、第32条第1項又は第33条第1項）

B) 自動選別、取得通信情報の取扱い等に係る検査の**概要**（第63条第1項又は第2項）

C) 取得通信情報の取扱いが違反している旨の通知並びに懲戒処分及要求及び勧告の**件数**及び**概要**（第66条第1項、第67条第1項又は第68条）

D) サイバー危害防止措置執行官が行う危害防止処置及び措置を命ぜられた部隊等の自衛官が行う通信防護措置に係る事前承認の**件数**及び当該事前承認の求めの**件数**並びに危害防止処置・通信防護措置に係る事後通知の**件数**

（警職法第6条の2第4項及び第9項（自衛隊法において準用する場合を含む。））

E) サイバー危害防止措置執行官が行う危害防止処置及び措置を命ぜられた部隊等の自衛官が行う通信防護措置に係る勧告の**件数**及び**概要**

（警職法第6条の2第10項（自衛隊法において準用する場合を含む。））

● 特定秘密保護法（平成25年）附則

（国会に対する特定秘密の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第十条 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

● 重要経済安保情報保護活用法（令和6年）附則

（国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第十条 国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新たな司令塔組織のイメージ

